~産業・物流復興プラン~ 小名浜港復旧・復興方針

平成 23 年 8 月 18 日 小名浜港復興会議

福島県は東北地方の製造品出荷額の約3分の1を占める東北地方第1位の工業県である。また、いわき市は東北地方の市町村で唯一1兆円の大台を超える製造品出荷額を誇る工業都市であり、小名浜港を擁する小名浜地区はいわき市の約4割の製造品出荷額を占める市内最大の生産拠点である。さらに、小名浜港は、古より親潮と黒潮がぶつかる豊かな漁場に隣接する漁業拠点として繁栄し、最近では、年間250万人もの観光客が訪れるアクアマリンパークを有する県内有数の観光拠点にもなっている。

このように小名浜港は、物流、工業、漁業、観光など、様々な経済活動の拠点として、地域経済に不可欠な存在となっているが、今般の東日本大震災により、甚大な被害を受け、さらには福島第一原子力発電所の事故による放射線風評被害により復旧・復興において事態をより深刻化させている。

このため、地域経済の回復はもとより、東北地方の復興のためには小名浜港の復旧・復興は極めて重要であるとの認識に立ち、港湾関係者が共通の方針の下で一丸となって復旧・復興に取り組んでいくため、ここに「小名浜港復旧・復興方針」を策定することとした。

なお、本方針は、「小名浜港復興会議」において関係者間で協議されたものであり、今後の状況変化に応じて適宜見直しを行うこととしている。

《復旧・復興方針の柱》

- 1. 港湾施設等の早期復旧
- 2. 地震・津波等に対する防災機能の強化
- 3. 原子力発電所事故による風評被害の解消
- 4. 新たな取組みによる港の復興

1. 港湾施設等の早期復旧

概ね2年以内を目処に主要な岸壁の復旧を完了させ、概ね3年以内に全ての港湾施設の復旧を目指す。なお、各施設の復旧スケジュール等については、行政及び港湾利用者等との間で綿密に情報共有することとし、必要に応じ関係各者間で協議を行いつつ復旧を行うことを原則とする。

1-1. 港湾施設の早期かつ適切な機能への復旧

(1) エネルギー供給と雇用を支えてきた小名浜港

小名浜港周辺には東京電力㈱広野火力発電所(総出力380万kw)や常磐共同火力㈱勿来発電所(総出力162.5万kw)などの電力会社が立地しており、主に関東及び東北地方に送電されている。小名浜港はこれら電力会社が扱う石炭等のエネルギー供給港湾としての機能を担っており、平成23年5月には国が推進する国際バルク戦略港湾(石炭)にも選定されているところである。

また、同港周辺には国内有数の非鉄金属や化学関連企業が立地しており、 これら企業を含んだ小名浜港周辺の就業人口は約 18,000 人にも上るなど、 地域経済はもとより雇用創出の場としても小名浜港は重要な役割を担って いる。

3月11日に発生した東日本大震災により、一時的に操業を停止していた企業が多数存在していたが、震災後数ヶ月を経て、操業を本格化する企業が増え始めてきた。これに伴い入港船舶も増加してきており、現在応急復旧のみが完了している小名浜港では激しい船混み状態となってきているため、今後、港湾施設の復旧に当たっては関係各者と十分な調整の上、本格復旧することとする。

(2) 応急復旧及び段階的な本格復旧の実施

1) 応急復旧による港湾機能の早期回復

小名浜港を利用する企業の操業再開と歩調を合わせ、企業活動に極力 支障が生じないよう、港湾施設を応急復旧する。

- ○公共岸壁34バース(3号ふ頭~大剣ふ頭の商港区)については、 部分的に供用する岸壁や利用貨物を限定して供用する岸壁も含め8 月上旬までに、23バース(約7割)を暫定供用させる。【完了】
- ○石炭等のバルク貨物の荷揚げを安定的に行うためには、荷役機械の 復旧が不可欠であり、8月上旬までに6号ふ頭(6-1)及び7号ふ頭 (7-1)において荷役機械を使用した荷役を可能とする。【完了】

- ○コンテナ貨物については、ガントリークレーンの損傷が大きいことから、当面は大剣ふ頭(0-3)において多目的クレーンを利用した荷役で対応する。【完了】
- ○野積場が不足する場合には、暫定的に利用を行う野積場の配置についても検討を行う。

2) 段階的な本格復旧の実施

小名浜港の船混みを解消するためには、荷役機械が設置されている岸壁の復旧が重要であり、7号ふ頭(7-2)、大剣ふ頭(0-4)等を最重点施設として本格復旧を行う。また、暫定供用岸壁については、代替岸壁の本格復旧が完了した後に本格復旧に着手することを基本とする。

(3)港湾施設の復旧方針

1) 適切な岸壁の復旧高さ

小名浜港周辺の地盤は震災前と比較して、50cm 程度沈下していると推測されるが、沈下の程度はふ頭毎に異なっている。岸壁の復旧高さについては、従前の高さ (DL:3.5m) にこだわらず、現況の高さを基本としつつ、船舶の係留及び荷役作業に支障がないように設定する。

- ○各ふ頭の復旧地盤高は次の通り。(DL表示)
 - 3号ふ頭:3.2m(ただし、3-1及び3-2は2.7m)、4号ふ頭:3.2m、
 - 5 · 6 号ふ頭: 3.0m、7号ふ頭: 3.2m、藤原ふ頭: 3.3m、

大剣ふ頭:3.2m

○野積場、臨港道路、ふ頭内道路については、全面積にわたっての地盤の嵩上げは困難であることから、岸壁、野積場、民間施設などの間の段差が生じる場合には排水などには十分配慮しつつ、接続道路の勾配を調整すること等で対応し、荷役、横持ち等利用に支障がないようにする。

2) 係留施設及び附帯設備の復旧

甚大な被害を受けた小名浜港では、岸壁本体や野積場の復旧に合わせ、 船舶が安全に接岸し荷役作業が出来る環境を整えることが求められてい る。

○船舶の安全な接岸のために、防舷材の高さ(法線直角方向)を一様に揃える必要があることから、原則として防舷材台座のコンクリート打設による嵩上げで復旧することとする。ただし、段差が大きい岸壁においては、荷役作業への影響を十分考慮した上で、上部工打ち替えに合わせて岸壁法線の直線化(前出し)を行うことも検討する。

- ○係船柱等の附属設備については、これまでの入港船舶実績などを勘 案し、必要に応じ可能な範囲で強化することも検討する。
- ○夜間荷役作業時の安全性向上のために必要となる附帯設備の導入に ついても可能な範囲で検討する。
- ○甚大な被災を被った3号ふ頭1号・2号岸壁については、現在の港湾計画における利用計画を基本に、復旧方法等を検討する。

3) 荷役機械の機能強化

小名浜港の3号、5号、7号及び大剣各ふ頭の荷役機械は、今般の震災によりほぼ全てが稼働不能となったため、効率的な荷役を求める港湾利用者から早期復旧するよう求められているところである。

復旧方針として損傷の激しかった 3 号ふ頭 (3-1,3-2) の荷役機械を廃止し、その機能も併せ持つ荷役機械を 5 号ふ頭へ新たに設置することとする。また、コンテナを取り扱う大剣ふ頭 (0-4) のガントリークレーンについても損傷が激しいため新たなクレーンを設置することとする。その他の荷役機械については既存クレーンの補修で対応することを基本とする。

4) 港湾施設復旧情報の発信

港湾施設復旧情報については、復興会議等における情報共有、ホームページへの掲載、記者発表などあらゆる手段を通じて関係者等へ漏れの無いよう周知を行う。

(4) 荷役作業体制の強化

1)荷役作業体制

- ○港湾機能が完全に復旧するまでは利用可能岸壁が限定されることから、船舶の入港状況等を踏まえ、荷役作業時間の延長について柔軟に対応することとする。ただし、引火性液体類等積載船舶に係る夜間入港及び夜間荷役については、夜間の事故発生時における防災活動等の困難性に鑑み、従来通り原則としてこれを制限する。
- ○夜間作業に必要な照明等の設備については、関係者間での調整を踏ま え検討を行う。

2) 柔軟なバースの利用調整

港湾機能が完全に復旧するまでのバース利用については、従来通り「先船優先」を原則としつつ、これまで以上の混雑が予想されることから、荷主企業の生産再開スケジュールを踏まえ関係者の理解のもと可能な限り柔軟な調整を行う。

3) 荷役機材の調達・共有

荷役機材の数に限りがあることから、限られたトラッククレーン等の利用調整を円滑に行うとともに、必要に応じ本船クレーン用バケットの荷役会社間での融通等について検討する。

4) 港湾保安(SOLAS) 対策の暫定的運用

港湾保安(SOLAS)施設が被災しているため、保安施設が復旧するまでの間、代替措置を実施して運用する。

1-2. まちづくりと一体となった交流拠点機能の復旧

(1)アクアマリンパークの復旧

- 1)交流拠点ゾーンに位置づけられている1、2号ふ頭地区については、 背後のまちづくりと連携してアクアマリンパークの各施設の早期復旧 を進め、賑わいを取り戻す。
- 2) 再開発による整備が計画されていた小名浜さんかく倉庫3号・4号については、今回の震災で大きな被害を受けたことから、取り壊しも視野に今後の利用方法について検討を行う。
- 3) 潮目交流館(2号棟)については、関係機関との調整のもと今後の利用計画を踏まえ、復旧内容を検討する。
- 4) 各集客施設の再開については、新たな運営方式も視野に検討を行う。
- 5) 橋梁の整備に伴い、大型旅客船がアクアマリンパークに入港できなく なることから、大型旅客船が入出港・係留可能な新たな航路や岸壁に ついて検討を行う。

(2) マリーナの復旧検討

今回の震災により甚大な被害を受けており、復旧方法(災害復旧事業の 範囲、運営主体等)、復旧時期等について利用者などからの意見も踏まえ検 討していく。

1-3. 漁業拠点港としての漁港区の復旧

- 1) 小名浜港は漁船用の大水深岸壁が整備されている数少ない港であり、 広域的な漁業拠点としての役割を果たしうる施設を有していることか ら、可能な限り早急に復旧工事を進める。
- 2)満潮時に水没する1号ふ頭については、適切な復旧地盤高さで工事を 行い、利用に支障が生じないようにする。

3) アクアマリンパークや市街地と連携を持った観光交流機能など、複合 的な機能について検討を行う。

1-4. コンテナ機能の復旧

小名浜港では韓国・中国航路など3航路でコンテナが取り扱われていたが、 東日本大震災により荷役機械や岸壁が被災し一次休止状態となっていた。

平成23年6月には、荷役機械(多目的クレーン)の復旧と岸壁(0-3)の応急復旧により内航フィーダーでのコンテナ取扱いが再開したが、今後は、荷役機械(ガントリークレーン)及び岸壁(0-4)の復旧により、休止が続いている外貿コンテナの早期再開を目指す。

2. 地震・津波等に対する防災機能の強化

今回の地震・津波により港湾施設に甚大な被害が発生したため、今後総合的な対策の検討を行い、防災機能を強化する。

2-1. 津波レベルの特定

今後の津波対策を構築するに当たっては、津波の規模や発生頻度に応じて防護の目標を明確化して対策を進める必要がある。このため、平成23年7月6日に交通政策審議会港湾分科会防災部会がまとめた「港湾における総合的な津波対策のあり方」(中間とりまとめ)で示された以下の2つのレベルの津波を想定する。

(1)発生頻度の高い津波

概ね数十年から百数十年に1回程度の頻度で発生する比較的発生頻度の 高い津波とし、これに対しては①人命を守る、②財産を守る、③経済活動 を継続させることを目標とする。

(2) 最大クラスの津波

概ね数百年から千年に1回程度の頻度で発生する規模の津波とし、これに対しては①人命を守る、②経済的損失を軽減する、③大きな二次災害を防止する、④施設の早期復旧を図ることを目標とする。

2-2. 発生頻度の高い津波から守る総合的な対策の検討

想定される津波については、現在、「福島県海岸における津波対策等検討会」において検討が行われており、津波特定後、直ちに津波氾濫シミュレーションを実施する。その結果に基づいて、防護ラインの設定及び避難施設の整備等のハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策が必要なエリアの検討を、まちづくり計画等との連携を図りつつ行う。

2-3. 防護ラインや必要な津波防護施設

発生頻度の高い津波から守るエリアが浸水しないように、必要な防護ラインについて検討する。

- 1) 防波堤等の嵩上げ・補強などの津波対策の要否については、今後の各種委員会等の結果を踏まえて検討する。
- 2) 津波により港湾構造物前面の海底が洗掘された場合、構造物が設計通りの安定性を確保できなくなる可能性があるため、震災後早急に利用することが想定される耐震強化岸壁等については、津波による洗掘対策について検討する。
- 3) 小名浜港背後の津波被害を軽減する観点からも、現在整備中の第二沖 防波堤及び港湾計画に位置づけられている神白防波堤は効果があると 考えられ、防波堤の津波減災効果について検証するとともに、これら 防波堤の整備を促進する。

2-4. 津波防災に係るソフト対策の充実

津波防護施設が完成するまでには一定期間が必要となり、その間の安全 確保や、また、発生頻度の高い津波を超え、最大クラスの津波が来襲した 場合にも備え、以下のようなソフト対策も併せて講じていくこととする。

(1) 官民一体となった防災体制の構築

官民の港湾関係者が協力して、各種会合やイベント等の様々な機会を利用し、港湾利用者及び地域住民を対象に想定される津波被害を周知し、防災思想の普及に努めることとする。また、停電や陸上回線の被災により情報通信システムが遮断された経験を踏まえ、伝送経路の多重化及び避難支援情報の提供方法についても検討していく。

(2) 業務継続計画 (BCP) の策定促進

小名浜港背後圏はもとより、東北経済の牽引役となる小名浜港の港湾機能の迅速な回復や企業活動の早期再開のため、今般の大震災からの復旧の経験を元に、小名浜港周辺の港湾を利用する企業のBCP策定を促進するとともに、新たな検討の場を設置し、平成24年度中を目処に官民連携による港湾BCPの策定を進めていく。

(3) 浸水想定区域における避難施設の確保

発生頻度の高い津波であっても浸水を許容するふ頭用地などについては、 避難施設として民間や公的機関が所有する既存施設の活用や機能付加など の検討を行い、更に不足するようであれば新たな避難施設について検討す る。

(4) 避難体制の構築

今回の震災を踏まえ行政、港湾利用者及び観光施設関係者などが協同して、地域住民、港湾関係者及び観光客等、津波発生時に港湾周辺に滞在している人々の避難体制について検討を行う。また、想定される津波浸水範囲に基づき、避難施設の整備についても検討を行う。さらに、定期的な小名浜港全体での防災避難訓練を実施し、防災意識の高揚に努める。

2-5. 地震への対応

- 1) 小名浜港の被害状況を見ると、他港と比較して、津波よりも地震に起 因する被害が支配的であった。企業の操業に直結する係留施設につい ては、地震によって地盤沈下や液状化によるエプロン背後の沈下及び 岸壁法線のはらみ出しなど甚大な被害を受けており、港湾施設におい ては、復旧の遅れがそのまま港湾を利用する企業の操業に影響を与え るということが、奇しくも今回の震災により証明される形となった。 このことから、地震への対応について今後検討を進めることとする。
- 2) 耐震強化岸壁(5-1) の復旧にあたっては、レベル2地震動として東北地方太平洋沖地震についても性能照査対象として考慮する。
- 3) 3月11日の本震以降、いわき市では震度6弱の余震が2回発生するなど港湾施設の新たな被害も懸念されることから、余震への対応を図るものとする。復旧工事を進めるにあたっては、余震による被害の進行、復旧工事の手戻りが極力発生しないよう留意する。また、二次災害の防止や、復旧作業員が安心して作業できるよう、防災無線の稼働状況の確認と整備について関係機関と調整を行う。

3. 原子力発電所事故による風評被害の解消

原子力発電所事故による風評被害は、船舶の入港敬遠など港湾活動にも 深刻な影響をもたらしていることから、小名浜港の復興に向けて風評被害 の解消に努める。

3-1. 大気及び海水中の放射線量の測定と公表

現在の小名浜港の大気及び海水中の放射線量は低レベルで推移しており、健康への影響は考えられないレベルであることから、このような安定した 状況が続く限り、荷主、船主及び船員等に正確かつ分かりやすい情報を提供し、安定的な輸送の確保に努めていく。(福島県及び国土交通省のホームページにて大気及び海水中の放射線量を公表中)

3-2. コンテナ貨物に対する放射線測定体制の整備

4月22日に国土交通省が公表したガイドラインに基づいて、コンテナ 及び船舶の放射線量の測定体制の確立と証明書発行を実施していく。

3-3. 港湾利用企業への支援

民間企業だけでは風評被害への対応が困難な場合は、公的機関がボトルネック解消に必要な支援を可能な限り実施する。

4. 新たな取組みによる港の復興

小名浜港の復興については、当面、復旧・復興を最優先に考え、一日も早い港湾機能の回復に努めるが、「国際バルク戦略港湾」に選定されたことから、復旧に一定の目処が立った後に、東日本地域の物流拠点となるよう小名浜港の復興に取り組んでいく。また、積極的な情報発信により国際港湾としての「オナハマ」の良いイメージを確立する。

4-1. 国際バルク戦略港湾としての復興

(1) 国際バルク戦略港湾への取組み

復旧・復興が国際バルク戦略港湾としての小名浜港の機能強化の第一歩

であることから、まずは復旧・復興を最優先に実施し、復旧・復興に一定 の目処が立った後に、関係行政機関及び港湾利用者が連携して、国際バル ク戦略港湾として機能させるための本格的な取組みを行う。

※小名浜港は、平成23年5月31日に国際バルク戦略港湾に選定された。

(2) 耐震性の検討

今回の震災を踏まえ、国家戦略として広域的な役割を担う国際バルク戦略港湾に求められる耐震性については、関係機関と協議しながら検討を行う。

4-2. 利用促進

(1) コンテナ物流の強化

荷主の利便性を損なわないよう、可能な限り早期にコンテナ機能を震災前のレベルまで回復させるとともに、国際コンテナ戦略港湾(京浜港)との連携についても検討を行う。

(2) 民間の資金・ノウハウ等の活用

財政事情が厳しい折、公的資金による復興には限度があることから、民間の資金やノウハウを活用した事業についても積極的に検討を行う。また、規制緩和や金融上の支援措置などを一定期間に限って行う特区制度の活用なども視野に検討を行う。

4-3. 小名浜港背後地の再開発

(1) 小名浜港背後地再開発事業の促進

今回の震災により、小名浜港背後地が広範に被災したことから、被災後 の復旧・復興を促進するため、再開発事業の可能な限りの前倒しを働きか けていくものとする。

※小名浜港背後地の再開発は、平成22年11月にいわき市が「小名 浜港背後地開発ビジョン」を発表しており、今後いわき市により土 地区画整理事業が進められていく計画。

(2) 防災機能を有する港湾関係庁舎の検討

今回の震災により、港湾関係行政機関のほぼ全てが被災し、行政事務に 大きな支障が生じたことを教訓に、今後検討される津波災害への対応、土 地利用計画などを踏まえ、新たな地震・津波等の災害に強い庁舎の整備に ついて検討する。その際には、防災機能も有する港湾業務庁舎の可能性に ついて検討を行う。

4-4. 世界へ向けた情報発信の強化

(1) 国際港湾としての「オナハマ」の良いイメージ確立

福島第一原子力発電所事故により、いわゆる「フクシマ」の名が意図せずして世界に知れ渡ることとなった。まず急がれるのは風評被害の払拭であり、その次に目指すべきことは、国際港湾としての「オナハマ」の良いイメージを確立することである。

(2) 国際港湾としての「オナハマ」の戦略的な情報発信

世界に向けた情報発信は重要であり、世界がモデルとするような先駆的な取組みを積極的に実施(又は既に実施されていることを紹介)するとともに、世界各国から人・物・情報が集まるような戦略的な取組み(ハード、ソフト)を官民の英知を集結して推進していくことが重要である。

具体的には、様々な業種をメンバーとする企画組織の設置、複数の言語による情報誌の発行、国際イベントの誘致など、福島・いわき・小名浜港を総合的にプロモーションする体制を検討していく。

<参考資料>

■小名浜港復興会議メンバー

国土交通省東北地方整備局港湾空港部 国土交通省東北地方整備局小名浜港湾事務所 海上保安庁第二管区海上保安本部福島海上保安部 横浜税関小名浜税関支署 福島県土木部港湾課 福島県小名浜港湾建設事務所 福島県企業局いわき事業所 福島県水産事務所 いわき市商工観光部 いわき市農林水産部 いわき市都市建設部

<港湾物流部会>

㈱いわき小名浜コンテナサービス 小名浜海陸運送㈱ 常磐港運㈱ 小名浜製錬㈱小名浜製錬所 小名浜吉野石膏㈱いわき工場 小名浜石油(株) 小名浜石油埠頭㈱ 小名浜埠頭(株) ㈱クリーンコールパワー研究所 ㈱クレハ いわき事業所 堺化学工業㈱小名浜事業所 サミット小名浜エスパワー㈱ 三洋海運㈱小名浜支店 常磐共同火力㈱ 常磐興産㈱ 東京電力㈱小名浜コールセンター 東邦亜鉛㈱小名浜製錬所 ㈱日本海水 小名浜工場 日本化成㈱小名浜工場 日本製紙㈱勿来工場 日進運送労働組合 全日本港湾労働組合

<アクアマリンパーク部会> アクアマリンふくしま いわき・ら・ら・ミュウ いわきデイクルーズ 小名浜美食ホテル 小名浜まちづくり市民会議 <漁港区部会> 福島県漁業協同組合連合会 福島県旋網漁業協同組合 小名浜機船底曳網漁業協同組合 いわき市漁業協同組合 いわき市漁業協同組合 下神白採鮑組合

■これまでの経過

◇小名浜港復興会議(全体)

第1回 平成23年7月1日(金)

- ○港湾施設の復旧状況について
- ○復旧・復興方針(案)について

◇港湾物流部会

WG事前打合せ 平成23年4月1日(金)

- ○小名浜港復興会議の設置について
- ○港湾施設の被災状況について
- ○利用企業の被災状況について

準備会 平成23年4月4日(月)

- ○港湾施設の被災状況について
- ○工業用水施設の被災状況について

WG(第1回) 平成23年4月14日(木)

- ○港湾施設の復旧スケジュールについて
- ○施設の供用時期の考え方について

第1回 平成23年4月15日(金)

- ○港湾施設の復旧スケジュールについて
- ○施設の供用時期の考え方について

第2回 平成23年5月20日(金)

- ○港湾施設の現状と復旧見込み
- ○港湾利用企業の復旧状況
- ○小名浜港の復旧・復興方針(案)について

第3回 平成23年6月13日(月)

- ○港湾施設の復旧状況について
- ○各ふ頭の供用及び利用状況について
- ○国際バルク戦略港湾の選定について
- ○小名浜港復旧・復興方針(案)について

◇アクアマリンパーク部会

準備会 平成23年4月6日(水)

- ○小名浜港復興会議・アクアマリンパーク部会設置について
- ○アクアマリンパーク内の施設被害の状況について

第1回 平成23年5月25日(水)

○アクアマリンパークの復興計画について

第2回 平成23年6月23日(木)

○アクアマリンパークの復興計画について

◇漁港区部会

第1回 平成23年5月27日(金)

- ○小名浜港復興会議・漁港区部会の設置について
- ○今後の漁業活動について
- ○市場等上物の被災状況と今後の対応について
- ○岸壁の復旧工事の優先順位について
- ○岸壁の復旧高さについて

第2回 平成23年6月23日(木)

- ○港湾・漁港施設の復旧について
- ○漁港区の復興計画について